

国民健康保険税の改正内容

(第2条関係)

被保険者の低所得化による中間所得者層への急激な負担のしわ寄せを緩和するため、限度額を医療分を3万円引き上げ50万円に、後期高齢者支援金分を1万円引き上げ13万円の合計4万円引き上げて63万円とする。

(第23条関係)

また、保険税の応益割合(均等割+平等割)が45%~55%未満でなければ、応益割の7割・5割・2割軽減が適用されない規定を廃止。
 応益割合に関わらず、7割・5割・2割の軽減がとれるようにして低所得者の負担軽減を図る。

応益割合	35%未満	35%以上45%未満	45%以上55%未満	55%以上
	5割・3割	6割・4割	7割・5割・2割	6割・4割

限度額及び応益割の軽減改正表

単位：円

区分			年度		21年度				22年度			
			限度額	軽減(6割)	軽減(4割)	限度額	軽減(7割)	軽減(5割)	軽減(2割)			
医療分	均等割	13,000	470,000	7,800	5,200	500,000	9,100	6,500	2,600			
	平等割	16,000		9,600	6,400		11,200	8,000	3,200			
	(特定世帯)	8,000		4,800	3,200		5,600	4,000	1,600			
支援金分	均等割	5,000	120,000	3,000	2,000	130,000	3,500	2,500	1,000			
	平等割	6,000		3,600	2,400		4,200	3,000	1,200			
	(特定世帯)	3,000		1,800	1,200		2,100	1,500	600			
介護分	均等割	5,200	100,000	3,120	2,080	100,000	3,640	2,600	1,040			
	平等割	4,700		2,820	1,880		3,290	2,350	940			
合計	均等割	23,200	690,000	13,920	9,280	730,000	16,240	11,600	4,640			
	平等割	26,700		16,020	10,680		18,690	13,350	5,340			
	(特定世帯)	11,000		6,600	4,400		7,700	5,500	2,200			

国民健康保険税の軽減制度

国民健康保険税は、被保険者の前年中の所得等に応じて計算し課税されますが、前年中の世帯の総所得金額が一定基準以下の場合には、国民健康保険税の均等割額・平等割額を減額し、負担を軽くする軽減制度があります。

軽減制度が適用されるのは、世帯主（国保加入者でない世帯主も含む）及び国民健康保険の加入者全員が申告を済ませている世帯に限られますので、所得を申告していない世帯には軽減制度が適用されないことがあります。（会社等から給与支払報告書や公的年金等支払報告書が提出されている場合を除く。）

軽減を受けるために申請などの手続きは必要なく、自動的に軽減された額で課税計算がされます。

軽減割合	基準となる所得金額
	（擬制世帯主を含む世帯主、被保険者及び特定同一世帯所属者の所得の合計額で比較）
7割軽減	世帯の所得の合計額が33万円以下
5割軽減	世帯の所得の合計額が { 33万円 + (24.5万円 × 世帯主を除く被保険者及び特定同一世帯所属者の数) } 以下
2割軽減	世帯の所得の合計額が { 33万円 + (35万円 × 被保険者及び特定同一世帯所属者の数) } 以下

軽減等基準表

被保険者数	所得金額		
	7割軽減	5割軽減	2割減免
1人	33万円	-	68万円
2人	33万円	57.5万円	105万円
3人	33万円	82.0万円	140万円
4人	33万円	106.5万円	175万円
5人	33万円	131.0万円	210万円
6人	33万円	155.5万円	245万円

擬制世帯主 国保の被保険者の属する世帯で、その世帯主が国保に加入していない場合であつても、国保税の納税義務者は世帯主となります。このような世帯を擬制世帯といい、世帯主を擬制世帯主といいます。

特定同一世帯所属者 国保から後期高齢者医療制度へ移行された方で、後期高齢者医療の被保険者となった後も継続して同一の世帯に属する方をいいます。ただし、後期高齢者医療の被保険者となった時点の世帯主に変更があつた場合や、後期高齢者医療の被保険者となった日の属する月以後5年を経過した場合は、特定同一世帯所属者ではなくなります。

特定世帯について

これまで国保被保険者であつた方が後期高齢者医療制度に移行したことにより、同一世帯の他の国保被保険者が1人だけとなった世帯を「特定世帯」といいます。

この場合、国民健康保険税の「医療給付費分」と「後期高齢者支援金分」の平等割額が半額（「7割軽減」、「5割軽減」、「2割軽減」の場合は軽減後の額が半額）になります。（最高で5年間。なお、世帯主が変更となったときは適用対象外となります。）

旧被扶養者について

これまで被用者保険（会社の社会保険や共済組合等をいい、国保組合を除きます。）の被保険者であつた方が後期高齢者医療制度に移行したことにより、被用者保険の被扶養者から国保被保険者となった65歳以上の方を「旧被扶養者」といいます。

この場合、所得割はかからず、均等割額は半額（ ）となります。さらに、旧被扶養者のみで構成される世帯については、平等割額も半額（ ）となります。（最高で2年間。）

「7割軽減」、「5割軽減」の対象となる世帯を除きます。